

相続法改正のポイント（２）

－遺言 第1回－

I はじめに

1 改正点について

死後の財産処分についての意思表示の方法として、遺言があります。日本における遺言の活用件数は少ないといわれていますが、近時は増加傾向にあります。

遺言がなければ、相続人は、基本的には法定相続分で遺産分割をすることとなり、その遺産分割協議においては、被相続人の望まない争いが生じることは少なくありません。

このように、遺言は、いわゆる争続を防止するために重要なものです。

ところで、後述する自筆証書遺言の活用促進を目的として、自筆証書遺言の方式の緩和、すなわち、自筆証書遺言本文添付の財産目録について自書することを要しないとの改正がなされ、2019年1月13日から施行されています。

2 遺言というテーマについて

(1) 財産を相続人等に引き継ぐ方法としては、遺言のほか、信託、生前贈与が考えられます。

いずれの方法を選択するかは、財産状況や、財産の残し方についての希望、税金等によって変わりますが、遺言を選択する場合、いかなる方式の遺言とするか（後述Ⅱ）、それが可能か（要件について後述Ⅲ、遺言事項について次回）を検討することとなります（信託については次回以降）。

(2) また、遺言では、必ずしも、各相続人に法定相続分どおりに財産を分配しなければならないものではありませんが、相続人には遺留分という遺言によっても侵せない権利があります。そのため、遺言を作成するときには、遺留分を侵害する遺言であるかどうかの検討や、遺留分を回復するための手続についての理解が必要です（次回以降）。

II 遺言の種類

遺言の種類としては、大別すると、普通の方式による遺言と、特別の方式による遺言があります。

普通の方式による遺言には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言があり、特別の方式による遺言には、危急時遺言と隔絶地遺言があります。

以下、普通の方式による遺言について説明します。

Ⅲ 普通の遺言の方式、要件

1 自筆証書遺言

(1) 自筆証書遺言は、遺言者が、全文、日付および氏名を自書し、これに印を押して作成するもので、この方式を守らなければ有効な遺言とはなりません。

(2) 2019年1月13日以前は、文字どおり全文を自書しなければならなかったのですが、同日以降に自筆証書遺言を作成する場合は、遺言書の一部をなす相続財産の目録については、自書しなくてもよいこととなりました。

例えば、不動産の地番等を手書きすることに代えて、不動産の全部事項証明書（いわゆる登記簿謄本）を添付してもよいし、預貯金の金融機関名や口座番号を手書きすることに代えて、通帳の見返し面のコピーを添付することも可能となりました。

もっとも、自書しなかった目録の各葉（自筆によらない記載が両面にある場合には両面）に署名し、押印をしなければ有効とはなりませんので、それなりの手間はかかります。

(3) また、誤記等のため加除その他の変更を加えるためには、遺言者がその場所を指示し、これを変更した旨を付記して署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ効力を生じない点も、自筆証書遺言の難点です。

(4) さらに、自筆証書遺言の執行のためには、遺言者の死後、家庭裁判所で検認（相続人に対し遺言の存在および内容を知らせるとともに、遺言書の形状等を明確にして、偽造、変造を防ぐことを目的とした手続）を受けなければならず、違反した場合、5万円以下の過料に処するとされています。

(5) ところで、2020年7月10日から、自筆証書遺言の保管制度が施行されます。

これは、自筆証書遺言の遺言者が、住所地もしくは本籍地または遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する遺言保管所（法務局）に自ら出頭して、自筆証書遺言の保管を申請すれば、当該保管所で遺言書を保管してもらえる制度です。

この制度により、自筆証書遺言の紛失や変造を防ぐことができ、遺言者の死亡後、相続人は、遺言書保管事実証明書の交付請求や、遺言書の閲覧請求が可能で。

この制度で保管された遺言については、検認の手続は不要とされています。

保管された遺言であっても、遺言者は、いつで

も、保管の申請や遺言を撤回することもできます。

2 公正証書遺言

- (1) 公正証書遺言は、証人2人以上の立会のもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がその口授を筆記し、これを遺言者および証人に読み聞かせまたは閲覧させ、遺言者および証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名押印し、公証人がこれらの方式に従って作成された旨付記して署名押印する、という方式で作成される遺言です。
- (2) 民法上、遺言事項の伝え方は「口授」によると定められていますが、遺言事項のメモに基づき公証人に遺言事項を伝えればよく、遺言事項を丸暗記して伝える必要はありません。
- (3) 公正証書遺言であれば、方式違背により無効となるリスクは極めて低いといえます。
- (4) 遺言者が、話せないまたは耳の聞こえない場合には、通訳により作成することが可能ですし、遺言者が公証役場に出向くことが困難な場合には、公証人が出張して作成することもあります。
- (5) 公正証書遺言は、検認が不要です。
- (6) 公正証書遺言は、公証役場において原本が保管され、平成元年以降に作成されたものについては、遺言者の死亡後、遺言検索システムにより遺言の存否を確認することが可能です。

3 秘密証書遺言

秘密証書遺言は、遺言者がその証書に署名押印し、それを封じ、証書に用いた印章で封印し、公証人1人および証人2人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名および住所を申述し、公証人が、その証書を提出した日付および遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者および証人と共にこれに署名し、押印するという方式でなされる遺言です。

公正証書遺言と異なるのは、証人に遺言内容を知られない（遺言の内容が「秘密」である）点ですが、自筆証書遺言と同様の加除訂正の方式を守らなければなりません。

また、検認手続も必要で、封印のある遺言の開封は、遺言者の死後、家庭裁判所で相続人またはその代理人の立会がなければ開封することができず、これに違反した場合、5万円以下の過料に処するとされています。

4 その他の作成ルール

(1) 遺言能力

15歳に達した者は、単独で有効に遺言をすることができます。

成年被後見人、被保佐人、被補助人も、有効な遺言をなしますが、意思能力は必要です。

成年被後見人が事理を弁識する能力を一時回復したときに遺言をするには、医師2人以上の立会が必要で、遺言に立ち会った医師は、遺言者が遺言をするときにおいて精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を遺言書に付記して、これに署名押印しなければなりません。

後見開始の審判がなされていなくても、遺言者の遺言能力に疑問がある場合に、医師に対し、遺言者やその協力者から立会を求められたり、遺言作成当時の遺言者の遺言能力の有無が照会されることも少なくありません。

(2) 遺言の撤回

遺言は、原則として、遺言者の死亡の時から効力を発生します。

それまで、遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って、その遺言の全部または一部を撤回することができます。

また、複数の遺言を残した場合、前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなされます。

遺言が遺言後の生前処分その他の法律行為と抵触する場合も同様です。

遺言者が意識的に遺言書を破棄したときや、遺贈の目的物を処分したときも、破棄、処分した部分について遺言を撤回したものとみなされます。

撤回された遺言は、撤回の行為自体が撤回され、取り消され、または効力を生じなくなるに至ったときであっても、基本的には、その効力を回復しないとされています。

(3) 共同遺言の禁止

遺言は、2人以上の者が同一の証書であることができず、一人一人が個別の遺言書を作らなければなりません。

2人以上の者が同一の証書でなした遺言を共同遺言といい、これが禁止されるのは、共同遺言が有効だとすれば、一方の遺言者が自由に遺言を撤回することができなくなり、最終意思の確保という遺言の趣旨が阻害されるためです。

これから遺言書を作成する場合には、共同遺言に当たらないかとの疑義を避けるため、一通の遺言書には、1人の遺言者の遺言を書き、遺言者としての署名押印も当該1人の遺言者のみが行うべきであると考えます。